

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

早島町長 佐藤 博文

市町村名 (市町村コード)	早島町 (33423)	
地域名 (地域内農業集落名)	前潟 (前潟、久々原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現状は認定農業者等の担い手4名を中心に地域内の農地が集積されているが、経営地が地域全体に点在している。

・地域内の農地の約30%は75才以上の農業者17名で耕作されており、当該農業者のうち後継者が確保できているのはわずか2名である。近い将来において、これらの農業者のリタイアにより、荒廃農地が急増する恐れがある。

・地域内の用排水路の60%が未整備状態で、一部では営農に支障が生じており、基盤整備の加速が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・本地域の主作物である米については、農作業の効率化・省力化に取り組み、経費削減による農業所得を図る。

・野菜や果樹など本地域における新たな産地を形成する。

・農家ではない地域内の住民が「農」に関わることで、「農村関係人口」の創出・拡大を図り、地域一体となって農業の保全・発展に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農地中間管理事業の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手やその他の農業を担う者への集積・集約化を進める。
(2)基盤整備の加速
補助事業の活用により農業用水路の改修を加速させ、持続的な農業経営ができる環境を整備する。
(3)営農組織の設立
地域内の農業者との話し合いによる理解の醸成・合意形成を図り、営農組織の設立に向けた取組を進める。
(4)高収益作物への転換の支援
暗渠排水、客土などのほ場整備及び必要な機械の導入を支援し、水田の畑地化に取り組み、野菜、果樹など収益性の高い作物栽培への転換を推進する。
(5)共同活動の支援
多面的機能支払交付金制度を活用し、地域内の農地・水路の維持活動及びレンゲなど景観作物の形成やジャンボタニシ・ヌートリアによる農作物被害防止活動を支援する。